

【1994年3月3日】国民年金制度等の改正について（答申）

社会保障制度審議会（総会第471回）

平成6年3月3日

厚生大臣 大内 啓伍 殿

社会保障制度審議会
会長 隅谷 三喜男

国民年金制度等の改正について(答申)

平成6年2月21日厚生省発年4号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の諮問案は国民年金及び厚生年金保険について給付額の改善、保険料の引き上げ、60歳台前半に支給する老齢厚生年金の見直しや遺族年金の改善、併せて児童扶養手当の額の引き上げ等を行おうとしている。

今回の改正は、急速な人口構成の高齢化が進行する中で、年金財政の中長期的安定を求め、就労促進的な方向を目指したものとして、おおむね了承できる。

しかし、以下の点について関係者の留意を求めたい。

1. 最近の平均寿命の伸長、疾病構造の変化、国民の健康志向等により高齢社会にあつては60歳台前半の人が働くことを柱に、やむを得ず働けない人に配慮しつつ、社会保障制度としても、就労機会の増大、就労への支援策を考えるべきである。就労は60歳台前半の人にとって生きがいともなる。昭和54年の建議「高齢者の就業と社会保険年金」の「雇用政策と年金政策との連携・接続」の中で60歳台前半を「稼働人口の側に立つと考えるか否かが経済社会の存立のキーポイント」とし、平成元年の答申でも「就労が社会生活上有意義であり、高齢者の生きがいにもなると判断した」とした点を想起しなければならない。
2. 年金制度は基本的に世代間の扶養の仕組みである。従って給付と負担について長期的視野に立ち、時々の見直しを含め広く国民の十分な理解を得るよう努力しなければならない。また賃金、年金を始め他の諸制度との調整等に当たっても、合理的な理念をもつての対応が肝要である。今後、様々な制度、仕組みをもつて社会保障制度を構築することを考えれば、各制度間の一貫した調整の理念が特に重要である。
3. 年金制度は、拠出と給付が社会的にバランスがとれた長期的に安定した制度でなけ

ればならない。このため、安定的な財政とともに拠出しやすい条件を具備することが必要である。それだけに国庫負担の比率、保険料の設定に当たっても、健全で長期的な見通しの下に、両者を満足させるよう国民の理解を得て水準を設定しなければならない。高齢社会を控え負担の増大がやむを得ないと考えれば、適用漏れでの無年金者の防止や、保険料の滞納、免除についても的確に実情を把握し、年金の確保等について慎重に対応することが肝要である。そのためにも、各制度共通の年金番号の早期導入が望まれる。

4. 年金制度の一元化を控え、全ての年金制度について、正確な実情の把握と、的確な見通しを持った年金財政計画を明示することは、国民の信頼を得る上でも極めて重要である。

なお、児童扶養手当の引き上げについては特に異存はない。